善門橋補修設計業務委託
特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、本市が発注する「善門橋補修設計業務委託」に適用する。

また、本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書によるほか、業務委託契約、「新潟県測量・設計・調査業務委託標準仕様書」（以下「標準仕様書」という）、魚沼市委託契約条項（令和４年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という）、本特記仕様書に従い実施するものとする。

（目 的）

第２条　本業務は、善門橋の補修設計業務である。令和６年度の橋梁定期点検において、主桁の腐食、支承部の腐食（対策区分 C2）、橋台のひびわれ、高欄の変形・欠損・破断、伸縮装置の遊間の異常（対策区分 C1）が確認され、健全性の診断区分Ⅲ（早期措置段階）と評価されている。

本業務では、診断区分Ⅲ（早期措置段階）と評価された損傷等の性能の回復を目的とする。過年度点検結果および詳細調査結果を基に補修が必要な箇所を抽出し、劣化損傷原因を明らかにした上で補修設計を行う。

以下に、当該橋梁の橋梁概要一覧表を示す。

表１　橋梁概要一覧表（橋梁台帳より抜粋）

	善門橋	備考
路線名	市道平野又 95 号線	
交差種別	一級河川善門川	
竣工年次（年月）	不明	
橋長	8.6m	
幅員	全幅員 5.7m（車道 5.02m）	
橋梁形式	鋼単純Ｈ桁橋　（デッキＰＬ床版）	

（期　限）

第３条　本業務の履行期限は令和８年１月３０日までとし、工期を厳守するものとする。

（管理技術者）

第４条　管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、技術士（建設部門、選択科目：鋼構造及びコンクリート）、もしくはＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）、またはこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。

また、令和２年４月１日から令和７年３月 31 日までの５年間に、魚沼市が所管する市道橋、もしくは新潟県土木部が所管する道路橋の補修設計業務に係る管理技術者として従事した経験を有すること。

（業務内容）

第５条　業務内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進める中で業務内容に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、内容を決定する。

１．業務計画

受注者は、契約後速やかに橋梁補修の実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、新潟県標準仕様書第 1112 条に基づいて、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

２．資料の収集・整理

業務に先立ち、設計（竣工）図書、点検資料等の貸与資料や既存の関連資料を収集し、整理を行う。

３．現地踏査

既往資料をもとに現地踏査を行い、損傷程度の概要、既存の補修対策状況、添架物・支 障物件の有無、周辺状況、詳細調査の必要性、施工性等を確認し、補修設計の計画立案に必要となる基礎的状況を把握する。また、詳細調査が必要と判断される場合には、調査時に使用する資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制（交通整理員の配置人数等）、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の概況を確認する。

４．一般図作成

補修設計に必要な図面（一般図）を作成する。既存資料（建設時の竣工図や過年度調査成果等）が無い場合は、構造形式を確認し、必要寸法を測定のうえ一般図を作図する。

５．対象工種の選定

過年度点検の概略対策計画一覧表をもとに、現地踏査で確認した対象橋梁の損傷状況や損傷原因から、修繕が必要な部材を抽出し補修設計工種の選定を行う。

また、確認した損傷状況から橋梁の損傷の進展を抑制する予防保全工種（地覆の水切り、床版防水、表面被覆、桁端部等の塗装の増塗り等）についても、検討を行う。選定結果については、監督員の承認を得るものとする。

６．関係機関協議

補修設計に必要となる関係機関ごとに、協議、諸手続き、資料収集および協議資料の作成を行う。

７．善門橋補修設計

(1)塗装塗り替え工

塗装仕様はRc-I塗装を基本とし、現橋図に基づいた塗装構成図を作成する。また、塗装面積が不明な場合は、数量を算出する。なお、新技術を含めた特殊な塗装仕様の比較検討が必要と判断された場合は、監督員と協議を行い設計変更の対象とする。

（対策工法及び材料の比較・検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）

(2)当て板補修工

確認された損傷について、点検・調査結果に基づき、補修工法の比較・検討、設計図作成、数量計算を行う。歩掛内容には設計計算を含むものとしている。

なお、現橋図がなく対象部材の材質、板厚、寸法等が確認できない場合は、別途復元設計が必要となるため、監督員と協議を行い設計変更の対象とする。

（対策工法及び材料の比較・検討、設計図作成、設計計算、数量計算、照査、報告書作成）

(3)下部工補修設計

橋台部において、確認された損傷について、点検・試験結果に基づき、補修工法の比較・検討、設計図作成、数最計算を行う。なお、補修の内容は、ひび割れ補修工、断面修復工、表面被覆工を想定している。

（対策工法及び材料の比較・検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）

(4)伸縮装置取替設計

伸縮装置の形式について比較・検討を行い、決定した形式について設計図作成（参考図)、数量計算を行う。なお、同一形式の伸縮装置による橋台2基の取替えを想定する。

（対策工法及び材料の比較・検討、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）

(5)防護柵取替設計

腐食、変形・欠損等の損傷が発生している防護柵の取替設計を実施する。なお、取替設計に先立ち、防護柵の種別や高さ、材質（鋼製、アルミ製)、地覆の打替えの必要性、道路幅員への影響などの構造検討を行うものとする。

防護柵の取替は「橋梁防護柵取替要領（案）平成 21 年 9 月新潟県土木部道路管理課」に基づいて、防護柵の取替設計を行い、図面作成、数量計算を実施する。また、上記の要領に基づいて床版の応力照査(1断面）を実施する。

なお、照査断面が増加する場合、床版補強が必要となる場合は、監督員と協識の上、設計変更の対象とする。防護柵の取替に伴い必要となる地覆の拡幅や嵩上げ、改造等を行う。

（対策工法及び材料の比較･検討、既設床版の応力度照査(1断面)、設計図作成、数量計算、照査、報告書作成）

(6)施工計画

補修設計を実施した内容を踏まえ、補修工種全体の施工順序、施工要領、概略工程表、仮設足場図を作成し、施工時の留意点等をとりまとめる。

(7)概算工事費

補修設計を実施した内容を踏まえ、補修工種ごとに概算工事費を算出する。

８．照査

照査は、新潟県「標準仕様書第 1108 条（照査技術者および照査の実施)」に基づいた照査を実施する。

９．報告書作成

設計成果は、新潟県「標準仕様書第 1211 条（設計業務の成果)」に準じた報告書を作成する。

１０．打合せ

業務の打合せは、「業務着手時」、「中間」２回、「完了時」の合計４回を実施する。

１１．河川管理者との協議

設計条件、設計計画、施工計画等について、本業務中に事前に河川管理者と協議する。回数は１回を想定する。

なお、管理技術者、その他適当と認めるものが立ち会うものとする

(貸与資料)

第６条 以下の資料を貸与する。

(1)令和６年度 小規模橋梁点検業務委託 報告書

(2)既存の現橋設計図書、道路台帳図等

(3)その他、河川条件に関する資料等

（成果品）

第７条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1)善門橋補修設計業務委託 報告書 1 部

(2)上記、電子データ(CD-R)　　1 式

（資料の貸与及び返却）
第 8 条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

（成果物の使用等）
第 9 条 成果品はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

（書類の厳正な保管）
第 10 条 本業務の関係書類は、発注者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないよう厳正に保管しなければならない。

（疑 義）
第 11 条 受注者は発注者と緊密な連絡をとり、円滑な作業の進捗を図るとともに、作業段階ごとに協議を行わなければならない。また、受注者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合、ただちに発注者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

（業務の完了）
第 12 条 本業務は、業務終了後所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

以　上